日本航空 OB 乗員 有志の会ニュース

2012. 01. 30

No.12- 013

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

最終準備書面トピックシリーズ（9）

虚偽で「二次破綻」の脅し　その３

「リファイナンスの基本合意」に際して債権者が「整理解雇」を求めたという事実は存在しない

以下、準備書面　第１部　第２　５　(2/4)　より抜粋

（この色の見出しは世話人による）

基本合意に際し「人員削減完遂」に強い関心が示された事実は存在しない。
片山証人は、2010 年 11 月 30 日に主要金融機関との間でリファイナンスの基本合意を締結した段階でも、債権者側は人員削減の達成に強い関心を持っていた旨証言するが、そのことを示す客観的な証拠は存在しない。

（中略）

債権者が 2010 年 11 月末の時点で（人員削減を「本当に実行されるんですねという）「念押し」をしたことを示す証拠は何もない。
また、片山証人自身が認めるとおり、リファイナンスの基本合意に際して、12 月末までに整理解雇を行うことを約束させられたという事実も全くない。
そもそも、債権者が被告に対して、整理解雇をするよう求めた事実は一切存在しないのである。

リファイナンスに応じた方が銀行団にとってははるかに有利

新聞報道によれば、主要債権者と被告との間のリファイナンスの交渉は、2010 年 11 月 15 日頃、すでに基本合意する見通しとなっていた。この報道によると、銀行団は、被告の業績が改善したことやリストラが大幅に進展したことを考慮して、融資再開に応じ

たものとされている。人員削減に特別の関心が示されたことを窺わせる事情は全く記載されていない。

また、この報道によると、銀行融資で一括弁済される更生債権の大部分はもともと主力５行が保有していたものであり、銀行団は債権残高をそのまま維持し新規負担が発生しない仕組みになったとのことである。要するに、
リファイナンスに応じることは、銀行団にとって、新規負担が発生しない一方で利益が生じる取引なのであった。
すなわち、従来の貸付金（更生債権）につき一括弁済を受けた形にしたうえで新規貸付に切り替えることで、市中金利より優遇された高い金利が得られることとなり（菊山証人調書６頁）、更生計画上の原則的な分割弁済（利息免除のうえ、７年間にわたる年１回払いの均等分割弁済）に甘んじるよりはるかに有利な結果となる。

したがって、リファイナンスに応じるかどうかは、すぐれて、経済取引上の利益判断によるのであって、主要債権者の関心事は、あくまで被告の収支状況・収益力等の経理指標及びそれに基づく弁済能力にあったというべきである。

そして、すでに述べたとおり、２０１０年１０月ないし１１月時点において、被告の収支状況は、累計連結営業利益・コスト削減等のあらゆる面において、更生計画上の目標を大幅に超過達成していた。人員数削減についても、更生計画に明記された連結人員数の削減目標は達成が確実な状況にあった。そのことを超えて、主要債権者らが、被告の「人員削減の完遂」それ自体に特別の関心を払うことはありえない。債権者にとっては、被告の人員数削減それ自体に特別の関心を持つ理由も必要もメリットもないのである。

企業再生支援機構による 3500 億円の出資は「リファイナンスの合意がないから出資はやめる」というようなことができる性質のものでは全くない

なお、片山証人は、この 2010 年 11 月 30 日のリファイナンスの基本合意の締結が、同年 12 月 1 日の機構による 3500 億円の出資の条件であったかのように証言しているが、全く事実に反する。

この 3500 億円の出資について、機構は、同年 8 月 31 日に、機構法 31 条に定める出資決定を行っている。その条件は、裁判所において更生計画認可決定がなされることのみである。

更生計画上も、更生計画認可決定日の翌日に、募集株式の機構に対する割当及び機構による金銭の払込がなされることとなってい）。「リファイナンスの合意がないから出資はやめる」というようなことができる性質のものでは全くない。

なぜ「債権者の意向に基づき」などど虚構の弁解をしつつ、整理解雇を行ったのか

なお、片山証人は、管財人として、整理解雇を行うと一度公言した以上、撤回はできないという趣旨の証言をしている（「整理解雇を実施しなければ、更生計画を履行していないと銀行は考えるのか」との質問に対し、「まあ二度と信用されなくなると。管財人がうそをついたことになりますから。」と証言している）。
しかしながら、間違った方針を撤回することを批判する人はいない。経営上も更生計画上も不必要だった整理解雇を自ら強行しておきながら、後で「人のせいにする」態度の方がよほど不誠実である。

被告は、更生計画上の必要性が全くないのに、独自の強固な意思に基づき、整理解雇方針を決定して強行した。そのうえで、労働組合との団体交渉や本訴訟においては、この整理解雇について、「自らの本意ではなく、債権者の意向に基づきやむなく行ったことだ」などと弁解しようとした。
しかし、その弁解はすべて全くの虚構であった。

ではなぜ、被告は、更生計画上必要性のない整理解雇に固執したのか。それは、後に述べるとおり、解雇したい者を解雇するためであったからにほかならない。